

令和3年第2回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和3年3月 4日 (開会)

令和3年3月16日 (閉会)

日程第5 議案第1号から日程第15 議案第11号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に、日程第5 議案第1号 令和3年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第15 議案第11号 令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております11件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとして、説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（伊藤敏夫） 議案第1号から議案第11号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第12号から日程第21 議案第17号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第16 議案第12号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第21 議案第17号 令和2年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出予算関係議案の1ページをお開き願います。

議案第12号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,599万7,000円とするものであります。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものであります。

5ページをお願いいたします。

内容につきましては、6款 農林水産業費 2項 林業費で、森林情報デジタル化推進事業負担金365万円を繰り越すものであります。

次に10ページをお開き願います。補正予算の主なものをご説明いたします。最初に歳入であります。

6款 1項 1目 地方消費税交付金735万3,000円の追加です。これは精

算により県より配分されるものであります。

次のページをお願いいたします。

14 款 県支出金 1 項 県補助金 4 目 農林水産業費県補助金 253 万 6,000 円の減額であります。これは1節 農業費補助金で、多面的機能支払交付金から機構集積支援事業費まで、実績によるものであります。

続いて16ページをお願いします。歳出であります。

事業の実績による減額補正が殆どであります。全般にわたってコロナ対策関連が含まれております。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 1,160 万円の減額でございます。内訳としましては、副村長の人件費分でございます。

次のページをお願いいたします。17 目 地域振興基金費 4,570 万 5,000 円の追加であります。これはコロナ関連の確定による精算分と調整分であります。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 3 目 老人福祉費 3,652 万円の追加であります。介護保険の特別会計への繰出しですが、決定分が入ってこないの、村で一旦補填する分でございます。同じく6目 障害者福祉費 900 万円の追加です。これは19節 扶助費で障害者施設に対する支援費であります。

以上、主なものを説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく予算関係議案の33ページをご覧ください。

議案第13号 令和2年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算。

令和2年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,008万4,000円とするものであります。

内容につきましては、40ページ、41ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。主なものだけ説明させていただきます。

4 款 県支出金 1 項 県補助金 1 目 保険給付費等交付金 84 万 3,000 円の増額であります。1 節 普通交付金 100 万円の増額は高額療養費の支出増に伴うものであります。

6 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 134 万 9,000 円の増額であります。1 節 財政調整基金繰入金 134 万 9,000 円の増額は、歳

出にて生じたオンライン資格改修分の税制改正分の負担金財源として県から繰り入れるものであります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 135 万 1,000 円の増額であります。18 節 負担金補助及び交付金 135 万 1,000 円の増額は、オンライン資格システム改修負担金 79 万 7,000 円と税制改正対応分の改修に要する費用 55 万 4,000 円の村の負担金であります。

2 款 保険給付費 2 項 高額療養費 1 目 一般被保険者高額療養費 100 万円の増額であります。18 節 負担金補助及び交付金 100 万円の増額は、高額療養費の実績見込みによるものです。

以上であります。

○議長（伊藤敏夫） 次に診療所事務長。

○診療所事務長（中島英樹） それでは、同じく予算関係議案 45 ページをお開きください。

議案第 14 号 令和 2 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 653 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 1,754 万円とするものであります。

内容につきましては、52 ページ、53 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 診療収入 1 項 外来収入 1 目 診療報酬収入 260 万円の減額です。これは 1 節 医科診療収入と 2 節 歯科診療収入の減額によるものであります。

2 款 使用料及び手数料 2 項 手数料 1 目 手数料 15 万円の減額です。これは事務手数料の減額によるものです。

3 款 繰入金 1 項 繰入金 1 目 繰入金 428 万 9,000 円の減額です。これは一般会計からの繰入金 413 万 2,000 円の減額と国民健康保険事業勘定特別会計繰入金 15 万 7,000 円の減額によるものでございます。

5 款 諸収入 1 項 諸収入 2 目 雑入 50 万円の増額です。これは患者輸送車の修繕に係る自動車損害共済金の収入でございます。いずれも実績から推測した収入見込みでございます。

54 ページ、55 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費 447 万 7,000 円の減額です。1 節 報酬、その他報酬 120 万円の減額です。運転手報酬の実績見込み

による減額です。3節 職員手当等、10節 需用費、12節 委託料、どちらも実績見込みによる減額です。14節 工事請負費 65万円の減額と17節 備品購入費 122万7,000円の減額は落札差額による減額でございます。2目 研究研修費 76万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による学会等の中止によるものです。

2款 医業費 1項 医業費 1目 医業費 130万2,000円の減額です。12節委託料、医療業務委託料 48万円の減額です。13節 使用料及び賃借料、在宅用酸素の借り上げの減額でございます。いずれも実績による減額です。17節 備品購入費、感染症対策 44万4,000円の減額です。落札差額による減額であります。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 同じく59ページをお開きください。

議案第15号 令和2年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算

令和2年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,482万9,000円とする。

（地方債補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

こちら訂正をお願いします。第2条となっておりますが、第3条になります。

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

62ページをお願いいたします。地方債補正であります。

こちらは五反沢地区の農業集落排水を沖田面の下水道に接続する事業に財源としている下水道事業債について補正するものでございます。令和2年度実施の詳細設計業務の実績見込みによりその借入限度額を340万円から300万に40万円を減額する内容のものであります。

次のページをお願いいたします。繰越明許費であります。

同じく下水道事業の関係でございますけれども、積算業務を、令和3年度に繰り越す内容のものでございます。今年度の予算から160万円を積算業務委託料として繰り越すというものでございます。

補正の内容につきましては、68ページ、69ページから説明をいたします。歳

入でございます。

2款 繰入金 2項 繰入金 1目 一般会計繰入金 40万円の減額でございます。

下水道事業の実績見込みによる減額でございます。

同じく7款 村債 1項 村債 1目 下水道事業債も40万円の減額でございます。理由は同じく下水道事業の実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 2目 施設管理費 80万円の減額でございます。

基金積立金の減額でございます。歳入の額に合わせて積み立てを減額するものでございます。

2款 事業費 1項 下水道事業費 1目 下水道事業費は委託料の歳出の組み換えでございます。下水道地区統合詳細設計業務から特環公共下水道工事積算業務委託料に組み替えるものでございます。こちらも160万円を令和3年度に繰り越すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 続いて73ページをお開きください。

議案第16号 令和2年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和2年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,409万6,000円とするものであります。

内容につきましては80ページ、81ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金88万2,000円の減額であります。1節 現年度分88万2,000円の減額は介護給付費の実績見込みの減額であります。2項 国庫補助金 1目 調整交付金330万8,000円の増額であります。1節 現年度分調整交付金330万8,000円の増額になっておりますが、このあと2月中旬に変更の通知がありまして、実質65万4,000円の減額見込みとなっております。

4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金1,399万6,000円の減額であります。2節 現年度分1,399万6,000円の減額

は、歳出における保健給付費の実績見込みによるものであります。

5款 県支出金 1項 県負担金 1目 介護給付費負担金 335万8,000円の減額であります。2節現年度分 335万8,000円の減額は、歳出における介護予防事業の実績見込みによる減額であります。

次のページ82ページ、83ページをお開きください。

7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金 3,592万8,000円の増額であります。1節 現年度分 3,592万8,000円の増額は、国庫補助金、県支出金、支払い基金等による減額分を、一般会計においてまかない、繰入金として増額するものであります。2項 基金繰入金 1目 基金繰入金 2,271万8,000円の減額であります。1節 財政調整基金繰入金 2,271万8,000円の減額は、財源調整の結果により財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

次に84ページ、85ページをお開きください。歳出であります。

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 介護サービス給付費、財源更正によるものであります。

3款 地域支援事業費 1項 介護予防・日常生活サービス事業費 1目 介護予防事業費 165万円の減額であります。12節 委託料 78万円の減額は通所型サービスA事業の実績見込みによる減額であります。18節 負担金補助及び交付金 60万円の減額はサロン開設の実績見込みによる減額であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） 総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 提出議案の方をお願いします。4ページからお願いいたします。

議案第17号 令和2年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてであります。

令和2年度上小阿仁村下水道事業特別会計は下水道事業費分として、令和2年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を40万円減額し、3,134万9,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第12号から議案第17号までは、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 22 議案第 18 号～日程第 30 議案第 26 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 22 議案第 18 号 上小阿仁村議会議員及び上小阿仁村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての件から、日程第 30 議案第 26 号 上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての件まで、9 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第 18 号でございます。

上小阿仁村議会議員及び上小阿仁村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてであります。

提案理由といたしましては、公職選挙法の一部改正に伴い関係条例を整備するため、本条例を制定するものでございます。

町村の選挙につきましては、都道府県や市の選挙区とは異なり選挙運動用自動車使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となっておりませんでした。全国町村会や町村議会議長会の要望を受けまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、公職選挙法が改正され、条例による制度化によって、これらが選挙公営の対象となることとなりました。

なお、この条例案での規定はございませんが、選挙公営対象の拡大に伴いまして町村議会議員選挙についても供託金制度が導入されることとなります。

条例は 12 条で構成しております。第 1 条が、条例の主旨を定めるもので、上小阿仁村議会議員及び上小阿仁村長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公共機関に関して必要な事項を定めることを規定しております。

第 2 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は 6 万 4,500 円に、候補者が届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとします。ただし、選挙公営を受けることができるのは供託金が没収とならない候補者に限られ、ビラやポスターの公費負担についても同様であります。

第 3 条は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、村の選挙管理委員会に届けることを定めております。

第 4 条は、選挙運動用自動車の使用の法定期間額及び支払い手続きを定めるもので、村は有償契約の相手から請求に基づき契約の相手方に費用を支払うこと、一般運送契約の場合は 1 日 6 万 4,500 円まで、一般運送契約以外の場合は 1 日当たり 1 万 5,600 円、燃料代が 1 日 7,560 円まで、運転手の報酬は 1 日当たり 12,500 円、それぞれ上限を定めております。

以下、ビラとポスターにつきましても、同じような基準単価を定めて規定し

ております。

詳細につきましては、常任委員会の際に概要を取りまとめた一覧表でご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、この条例は公布の日から施行し、条例の施行日以後、この期日が告示される選挙から適用することとしております。

10 ページをお願いします。

議案第 19 号 上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしましては、当該施設の有効活用を図るため、この条例案を提出するものでございます。

11 ページをお願いします。

改訂の内容であります。附則に短期滞在居室の利用に関する特例を設けまして、体験及び研修等の実施に支障のない範囲内において、アパートとして使用できるものとするものであります。また短期滞在室の使用料を一月 4 万円とした上で冬季間の滞在期間を 2 カ月延長し、11 月から 4 月までの 6 ケ月とするものであります。

附則として、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 次に住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の 12 ページをご覧ください。

議案第 20 号 上小阿仁村手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由として、近隣市町村の手数料の動向と、消費税が引き上げられたこと等により手数料の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、次の 13 ページをお願いします。

これまで 100 円としていた手数料を 200 円に改めるものであります。対象となる証明書交付等については、公課に関する証明、租税公課に関する証明、納税証明書の交付、身分に関する証明、印鑑に関する証明及び印鑑登録等の再交付、住民票、戸籍事項に関する証明、住民票の閲覧、戸籍附表の写しの交付、公簿、公文書又は図面の閲覧、公簿、公文書又は図面の謄本及び抄本の交付等であります。

説明は以上であります。

次に提出議案の 14 ページをお願いします。

議案第 21 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由として、上小阿仁村第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料を定めること及び介護保険法施行令の一部改正により所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容については次の 15 ページをお願いします。

前第 7 期計画の平成 30 年度から令和 2 年度までを、令和 3 年度から令和 5 年度までに改め、保険料率の低減、令和 2 年度を令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度に改めるものです。介護保険法施行令の一部改正に伴い地方税法第 292 条第 1 項第 3 号の規定するを削除するものであります。

説明は以上であります。

○議長（伊藤敏夫） 次に産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 続きまして、16 ページをお願いいたします。

議案第 22 号 上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提出理由でございます。新規従業員を雇用した場合の奨励交付金について、条例の整合性を図る必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容でございます。地域雇用に係る奨励金は、営業開始もしくは増設した日から 3 年の間に地域に従業員を雇用し、その者を継続して 1 年以上雇用した場合に奨励金が支払われるものでございます。

第 6 条に定められております新設期限について、3 年の間の新規雇用に対応することができるように 1 カ月とあるものを 3 年ということで内容を整備するものでございます。

続きまして 18 ページをお願いいたします。

議案第 23 号 上小阿仁村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由

同居親族のいない入居者の用に供する特定公共賃貸住宅に関する規定を整備するためこの条例案を提出する。

次のページをお願いいたします。

第 6 条に同居親族がない入居者のための特定公共賃貸住宅についての規定を追加いたします。これにより、村に村が定める基準を満たす場合は、同居親族がいない単身者であっても特定公共賃貸住宅に入居することを可能とするものでございます。

20 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由

高齢者又は身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者以外の者の入居に関する規定及び入居者の所得基準に関する規定を整備するため、この条例案を提出する。

次のページからが改正の内容でございます。

第 3 条、これまで村営住宅の条例を準用してきておりました入居の条件を明確に記載するものでございます。その中で、22 ページになりますが、第 3 条の第 3 項になります。第 1 項の規定に関わらず次の各号に掲げる条件を満たすものが集合住宅に入居することができるものとする。ここに村長が別に定める基準に該当することという条文を追加することで、特例的に高齢者又は身体障害者以外の者が入居できるという規定を加えるという形ものでございます。

また、第 4 条で家賃を定めるわけですが、こちらの規定を整備することによって、これまで、村営住宅の条例を準用しておりましたため、所得の制限があったわけですが、この第 4 条を整備することで所得の制限をなくし入居が可能となるというものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林博隆） 議案の 24 ページをお願いします。

議案第 25 号 上小阿仁村生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由

生涯学習センターの使用料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上を図るため、この条例案を提出するものです。

次のページをお願いします。

生涯学習センターの利用料区分の簡略化について、管理運営規則の改正を考えております。それに必要な条例の第 8 条と別表を一部改正するものです。

委員会において管理運営規則の改正についての説明をいたします。

議案の 26 ページをお願いします。

議案第 26 号 上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてです。

上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

放課後児童クラブの利用料を無料とするため、この条例案を提出するものです。

次のページをお願いします。

内容ですけれども、料金項目が書かれている第 7 条を全面改正します。第 7 条 児童クラブの利用料は無料とする。

附則としまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行といたします。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 18 号から議案第 26 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 31 議案第 27 号～日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 31 議案第 27 号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定についての件から、日程第 33 議案第 29 号 上小阿仁村羽立集会施設の指定管理者の指定についての件まで、3 件を一括議題といたし

ます。

本件については、1番 伊藤秀明君に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって退場を求めます。

(1番 伊藤秀明議員 退場)

○議長(伊藤敏夫) 提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(田村秀幸) それでは28ページでございます。

議案第27号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村物産センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原66番地1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊藤 茂 樹

2, 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、5年間でございます。

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

次のページをお願いします。

議案第28号 秋田杉の館の指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を秋田杉の館の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原66番地1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊藤 茂 樹

2, 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由としまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

同じく議案第29号 上小阿仁村羽立集会施設の指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村羽立集会施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村仏社字羽立台 22 番地 5 外

羽立集落会長 武 石 聡

2, 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由として

地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第27号から議案第29号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤敏夫） 伊藤秀明君の入場を許可します。

（1番 伊藤秀明議員 着席）

日程第34 議案第30号～日程第37 議案第33号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第34 議案第30号 上小阿仁村上仏社担い手センターの指定管理者の指定についての件から、日程第37 議案第33号 上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者の指定についての件まで4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 31ページからお願いいたします。

同じく議案第30号 上小阿仁村上仏社担い手センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村上仏社担い手センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村仏社字田ノ沢 11 番地 1

上仏社自治会長 齊 藤 博 臣

2, 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由として、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

続いて議案第 31 号 上小阿仁村下仏社多目的集会施設の指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村下仏社多目的集会施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村仏社字伊勢堂下 67 番地 4

下仏社集落会長 柴 田 寛三郎

2, 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

提案理由いたしまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

議案第 32 号 上小阿仁村い樹い樹交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村い樹い樹交流センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村福館字村岱 43、44、45 の 9

福館集落会長 齊 藤 登

2, 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

提案理由といたしまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

議案第 33 号 上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村杉花字杉花 33 番地 4

杉花集落会長 田 口 幸 直

2, 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由として、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第30号から議案第33号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第38 議案第34号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第38 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 上小阿仁村仏社字羽立台55番地1

氏 名 武 石 誠 昭和31年1月12日生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 武石 誠氏が令和3年3月15日で任期満了となるため、この議案を提出するものであります。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

議案第34号 採決

○議長（伊藤敏夫） 議案34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤敏夫） 立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により立会人に、7 番 北林義高君、1 番 伊藤秀明を指名いたします。

○議長（伊藤敏夫） 投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（伊藤敏夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は 7 名であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

（点呼、投票）

○議長（伊藤敏夫） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（伊藤敏夫） 投票総数 7 票、これは先ほどの議員数と符号しております。

そのうち、賛成 7 票 反対 0 票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第 34 号 固定資産審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場会場）

日程第 39 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 39 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

14 時 44 分 散会